

第 5094 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 10月 24日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 接待飲食費 5千円基準と 50%損金算入

**Q**：接待飲食費の5千円基準の適用が誤りだったことがわかった場合、50%損金算入の適用を受けることができますか？

**A**：適用を受けることができます。

### 【解説】

接待飲食費の5千円基準とは、交際費等に該当する飲食費のうち1人当たり5千円以下の飲食費については、期末資本金の額にかかわらず、交際費に含めなくてよく（ただし、もっぱら自社の役員や従業員の接待等のために支出する飲食費については、金額の多寡にかかわらず、交際費等となります）、損金の額に算入することが認められるという制度です。

ただし、この制度の適用を受けるためには、次の内容を記載した書類を保存しなければなりません。

- ① 飲食等のあった年月日
- ② 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名及びその関係
- ③ 飲食等に参加した者の数
- ④ 費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及び所在地（店舗を有しない等で名称、所在地が明らかでない場合は領収書等に記載された支払先の氏名又は名称、居所又は事務所等の所在地）
- ⑤ その他参考となるべき事項

ところで、ご質問のように、5千円基準の適用が受けられない接待飲食費を損金算入していたという場合ですが、この場合には、要件を満たしていれば、いわゆる接待飲食費の50%損金算入の適用が受けられるようです。

